

令和3年9月29日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

令和3年(行コ)第13号 違法公金支出金返還, 国家賠償請求控訴事件(原審・長崎地方裁判所令和2年(行ウ)第3号, 同年(ワ)第106号)

口頭弁論終結日 令和3年7月2日

判 決

長崎県南松浦郡新上五島町有川郷578番地58

控 訴 人 上 五 島 運 輸 株 式 会 社

(以下「控訴人上五島運輸」という。)

同代表者代表取締役 近 藤 恭 之

長崎市元船町16番12号

控 訴 人 九 州 商 船 株 式 会 社

(以下「控訴人九州商船」という。)

同代表者代表取締役 美 根 晴 幸

上記兩名訴訟代理人弁護士 美 根 晴 幸

荒 木 裕 史

長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585番地1

被 控 訴 人 新 上 五 島 町 長

石 田 信 明

(以下「被控訴人町長」という。)

長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585番地1

被 控 訴 人 新 上 五 島 町

(以下「被控訴人町」という。)

同 代 表 者 町 長 石 田 信 明

上記兩名訴訟代理人弁護士 幸 田 雅 治

西ヶ谷 尚 人

大 田 裕 章

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人町長は、江上悦生に対し、1億6998万5728円及びこれに対する令和2年3月12日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 3 被控訴人町は、控訴人九州商船に対し、1億0859万4418円及びこれに対する令和3年1月6日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 4 訴訟費用は、第1，2審とも被控訴人らの負担とする。
- 5 仮執行宣言

第2 事案の概要等（略称等は、原判決の表記による。）

- 1 本件は、肩書地に本店を置く控訴人上五島運輸が、被控訴人町が令和2年4月3日に五島産業汽船株式会社（新五島産業汽船）が運航する船舶の定期検査費用1億6998万5728円を負担したことは違法な公金の支出であると主張して、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、被控訴人町長に対し、上記支出をした当時の被控訴人町の町長である江上悦生（江上元町長）に対して前同額の損害賠償金及びこれに対する訴状送達の日翌日である令和2年3月12日から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）所定の年5分の割合による遅延損害金の請求をすることの義務付けを求める住民訴訟と、控訴人九州商船が、被控訴人町の上記違法な公金の支出により控訴人九州商船に逸失利益1億0859万4418円の損害が生じたと主張して、被控訴人町に対し、国家賠償法1条1項に基づき、前同額の損害賠償金及びこれに対する違法行

為の後の日である令和3年1月6日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求める国家賠償請求訴訟が併合された事案である。

原審は、本件支出は補助金に該当するものの、その支出について江上元町長の権限の行使に裁量権の逸脱又は濫用があったとはいえないとして、控訴人らの請求をいずれも棄却した。控訴人らは、これを不服として控訴した。

- 2 前提事実、争点及びこれに関する当事者の主張は、次のとおり原判決を補正し、後記3のとおりに控訴理由を付加するほかは、原判決「事実及び理由」第2の1から3までに記載のとおりでであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

- (1) 原判決3頁18行目の「被告町に本社を有し」を「肩書地に本店を置き」と、同行目及び同頁20行目の「業とする」をいずれも「目的とする」と、それぞれ改める。
- (2) 原判決3頁26行目から4頁1行目までを次のとおり改める。

「ア 被控訴人町は、長崎県の五島列島の中通島及び若松島とその周囲の島を町域とする町であり、これらの島（離島）と九州（本土）とを連絡する航路は離島航路（離島航路整備法2条1項）に当たる。（弁論の全趣旨、公知の事実）」
- (3) 原判決4頁2行目の「五島産業汽船株式会社」を「株式会社五島産業汽船」と改める。
- (4) 原判決4頁6行目の「であった。争いがない」を「であった。）。(争いがない」と改め、同行目末尾の「。」を削る。
- (5) 原判決4頁7行目の「開設」を「運航」と改め、同頁8行目の「開設した」の後に「。これにより、離島である中通島と本土にある佐世保港をつなぐ直接航路において、2社の事業者が競合するに至った。」を加え、同行目末尾の「。」を削る。
- (6) 原判決4頁11行目の「開設」を「運航」と、同頁13行目の「被告町と長

崎港」を「離島である中通島と本土にある長崎港」と、それぞれ改める。

(7) 原判決4頁16行目の「船舶」を「旅客船」と改める。

(8) 原判決4頁20行目の「乙31, 32」を「乙30から32まで, 57」と改める。

(9) 原判決4頁23行目の「指定した」を次のとおり改める。

「指定するとともに、同月18日付けで、旧五島産業汽船との間で、鯛ノ浦・長崎航路高速船の管理運営に関する協定書及び裸傭船契約書を交わした（以下、この協定書及び契約書並びにこれらと同様の協定書及び契約書を、「高速船管理協定書」、「裸傭船契約書」という。）。

高速船管理協定書においては、高速船の経年劣化及び運行に伴うリスクは指定管理者の負担とすること（4条、別記2リスク分担表）、高速船の管理業務に要する費用は、特別の定めがある場合を除き、指定管理者が負担すること（6条1項）、被控訴人町は、指定管理期間（10年間）に指定管理者が使用する高速船の使用料を免除すること（同条2項）が定められ、裸傭船契約においても、傭船者は、契約期間（10年間）中における船舶の定期検査、中間検査及び臨時検査（船舶安全法5条1項に基づく法定検査）、修繕、運航及び船員に関する諸費用その他本件船舶1の使用並びに保守保全に必要な一切の費用を負担する義務を負うこと（8条1項）が定められている。」

(10) 原判決4頁24行目の冒頭に「6の1・2,」を加える。

(11) 原判決5頁1行目の「指定した」を「指定するとともに、同年3月1日付けで、旧五島産業汽船との間で、高速船管理協定書及び裸傭船契約書を交わした」と、同頁2行目の「2, 45」を「2, 7の1・2, 45, 58」と、それぞれ改める。

(12) 原判決5頁9行目の「指定した」から同頁13行目末尾までを「指定するとともに、同日付けで、新五島産業汽船との間で、高速船管理協定書及び裸傭船契約書を交わした（以下、これらに基づき締結した協定及び契約を「本件協定」、

「本件裸傭船契約」という。)。なお、本件裸傭船契約において、本件船舶1の次回定期検査時期は、平成32年2月とされていた。(乙4, 8の1・2)」と改める。

- (13) 原判決5頁15行目の「指定した(乙5)。」を「指定するとともに、同日付
けで、控訴人九州商船との間で、高速船管理協定書及び裸傭船契約書を交わし
た。なお、上記裸傭船契約書において、本件船舶2の次回定期検査時期は、平
成31年2月とされていた。(乙5, 9の1・2)」と改める。
- (14) 原判決5頁17行目, 22行目及び25行目から26行目にかけての「就航
させ」をいずれも「運航し」と改める。
- (15) 原判決6頁6行目の「5年に」から同頁7行目の「なっており」までを「前
記のとおり、次回定期検査の時期が平成32年2月(令和2年2月)とされて
おり」と、同頁7行目の「期間」を「時期」と、同頁9行目の「就航」を「運
航」と、同頁10行目の「上記(3)カのとおり」を「本件協定及び本件裸傭船契
約に基づき」と、同頁11行目の「負担すべき立場にあった」を「負担する義
務を負っていた」と、それぞれ改める。
- (16) 原判決6頁13行目の「被告町の議会」を「新上五島町議会」と改める。
- (17) 原判決6頁15行目から16行目にかけての「被告町」を「新上五島町」と
改める。
- (18) 原判決6頁23行目の「本件協定書」を「高速船管理協定書」と改め、同頁
24行目の「(本件裸傭船契約)」を削り、同頁26行目の「江上元町長」を「被
控訴人町」と、7頁3行目の「新五島産業汽船代表取締役・藤原圭介」を「新
五島産業汽船」と、それぞれ改める。
- (19) 原判決7頁18行目の「就航」を「運航」と改める。
- (20) 原判決7頁20行目の「被告町は」から同頁21行目の「支払った」までを
「新五島産業汽船は、本件覚書に基づき、令和2年3月18日付けで、被控訴
人町に対し、本件定期検査費用として1億6998万5728円を、熊本ドッ

クの口座に入金するよう請求し、被控訴人町は、同年4月3日、熊本ドックに対し、前同額を支払った」と改める。

- (21) 原判決7頁24行目の「監査委員に対し、」の後に「被控訴人町が本件定期検査費用を支出することが違法な補助金の支出に当たるとして、」を、同頁25行目の「原告上五島運輸に対し、」の後に「たとえ違法な行為又は怠る行為があったとしても財産的損失を与えない、又は与えるおそれがない財務会計上の行為については、住民監査請求の対象とならないとして、」を、それぞれ加える。
- (22) 原判決8頁1行目の「①事件訴訟」を「本件に係る住民訴訟」と、同頁2行目の「②事件訴訟」を「本件に係る国家賠償請求訴訟」と、それぞれ改める。
- (23) 原判決8頁5行目及び同頁6行目の「①事件及び②事件共通」をいずれも「住民訴訟及び国家賠償請求訴訟共通の争点」と、同頁7行目及び同頁9行目の「②事件」を「国家賠償請求訴訟の争点」と、同頁8行目の「①事件」を「住民訴訟の争点」と、それぞれ改める。
- (24) 原判決8頁17行目の「本件協定書」を「本件協定」と改める。
- (25) 原判決9頁15行目の「本件協定書」を「本件協定」と改める。
- (26) 原判決11頁11行目の「補助金の支出を」を「それ以外の運航経費について町有船舶についてのみ補助金を支出することを」と改める。
- (27) 原判決11頁25行目から26行目にかけての「定期検査費用を指定管理者において負担とする条件」を「定期検査費用は指定管理者において負担することを条件」と、12頁1行目及び3行目の「本件協定書」をいずれも「本件協定」と、同頁4行目から5行目にかけての「定期検査費用」を「本件定期検査費用」と、それぞれ改める。
- (28) 原判決13頁5行目及び13行目の「定期検査費用」をいずれも「本件定期検査費用」と改める。
- (29) 原判決14頁15行目の「指定管理の」を「指定管理者指定の」と、同頁16行目の「指定管理者としての選定」を「指定管理者の指定」と、同頁22行

目の「選定」を「指定」と、それぞれ改める。

(30) 原判決 16 頁 17 行目及び 19 行目の「選定」をいずれも「指定」と改める。

(31) 原判決 17 頁 3 行目と 4 行目の間に次のとおり加える。

「国家賠償法 1 条 1 項の「違法」となるためには、公権力の行使により国民の法律上保護される利益が侵害されたことが必要であり、その侵害されたとする利益が、問題となっている行政法規との関係で法律上保護されるに値しない利益である場合には、たとえそれが侵害されたとしても同条項にいう違法とはならない。」

(32) 原判決 18 頁 1 行目の「②事件」を「本件に係る国家賠償請求事件」と、同頁 2 行目の「数移行率」を「当該乗客が控訴人九州商船の有する三船に移行する比率」と、それぞれ改める。

(33) 原判決 18 頁 8 行目の「高速船の」を削り、同頁 9 行目の「0.799」を「0.779」と改める。

3 控訴理由

(1) 高速船管理協定書においては、定期検査費用は指定管理者が負担することとされているが、これに違反してその費用につき補助金を交付し、指定管理者でない者に同様の補助金を交付しないという差別をすることは、指定管理者制度の性質に応じたものとはいえず、合理的根拠のない差別として平等原則違反となる。

(2) 原判決は、①本件船舶 1 が被控訴人町の所有物であること、②定期検査費用が補助金で賄われることを前提として、高速船管理協定書が交わされていたこと、③本件船舶 1 の運航が、町民の生活及び経済活動にとって必要不可欠であり、運航を継続する高度の必要性があり、被控訴人町の負担については町民還元策が実施されたこと、④控訴人九州商船は、自らの判断で就航したものであり、補助金交付の必要性がなかった上、被控訴人町は、控訴人九州商船の航路も含めて、国や県に支援を要請していることなどを理由として、補助金交付に

関する差別に合理的根拠があると説示する。

- (3) しかしながら、上記①については、控訴人らが問題にしているのは、傭船していない状態で被控訴人町が自ら定期検査費用を支出することではなく、本件裸傭船契約を締結して定期検査費用を傭船者の負担としたにもかかわらず、これに反して傭船者が費用を負担しない場合に、被控訴人町がそれに代わって補助金の形で支出したことである。また、上記②については、本件協定を締結した平成30年11月の時点で、平成30年度をもってリフレッシュ補助事業が終了することがほぼ確定していたのであるから、上記の前提は誤りであるし、そもそも、高速船管理協定書においては、補助金交付を条件として定期検査費用の負担を指定管理者と定めたものではない。上記③については、新上五島町―長崎航路には、控訴人九州商船において、新造船のシープリンセスとシーエンジェルの2隻による1日片道3便体制を敷いていたのであり、本件船舶1の運航がなくても、町民の利便性を損なうことはなく、運航継続の高度の必要性など認められない。なお、原判決は、新五島産業汽船による鯛ノ浦―長崎航路の方が利用実績が多く、町民割合も6割を超えていることを指摘するが、近年その差は接近しており、令和3年には逆転する状況である。さらに、上記④については、本件支出が平等原則違反とならないためには、被控訴人町において、本件支出と同様の補助金を控訴人九州商船に交付するべきであり、単に国や県に働きかけをただけでは、その差別に合理的根拠があることを示すことにならない。
- (4) したがって、上記①から④までの事情は、補助金を新五島産業汽船のみに交付し、控訴人九州商船に交付しないことについて、指定管理者制度の性質に応じた合理的根拠があることを示すものではない。そして、このように本件支出が平等原則に反するものである以上、公益性は認められない。
- (5) なお、原判決は、癒着問題に関する控訴人らの主張も排斥したが、旧五島産業汽船は、約20億円の負債を抱えて倒産し、多くの債権者と社会に迷惑をか

けたが、倒産後10日間で新五島産業汽船が設立され、19日後には同社において運航を再開し、さらに本件船舶1につき指定管理者に指定されたが、このようなことは、江上元町長と谷川議員の間に特別に親しい関係がなければ到底できないことである。新五島産業汽船は、地元選出の有力与党政治家である谷川議員の協力で設立されたものであり、被控訴人町との癒着関係は、そのような会社には補助金を交付し、政治家とは関係のない控訴人九州商船には補助金を交付しないという段階まで進んでいるのである。このことは、平等原則違反とは独立して、本件支出が公益性を欠くことを根拠付ける事情に当たる。

第3 当裁判所の判断

当裁判所も、本件支出に地方自治法上及び国家賠償法上の違法性は認められないから、控訴人らの請求はいずれも理由がないと判断する。その理由は、次のとおりである。

1 認定事実

認定事実は、次のとおり補正するほか、原判決「事実及び理由」第3の1に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決18頁20行目の「であり、」を「であることから、」と、同頁23行目の「上記事業」を「国補助事業」と、それぞれ改める。
- (2) 原判決19頁2行目から3行目にかけての「その実施要綱」を「長崎県離島航路事業対策補助金実施要綱」と、同行目の「以下」の後に「、この実施要綱に係る補助事業を」を加える。
- (3) 原判決19頁23行目の「以下」の後に「、この実施要綱に係る事業を」を加える。
- (4) 原判決20頁3行目の「されていた（同要綱3条2項参照）。」を「されており、その補助額は、補助対象となる額の10分の10以内の額で、予算の範囲内において定める額とされていた（同要綱3条2項、7条参照）。」と改める。
- (5) 原判決20頁5行目の「軽減」を「減免」と改める。

(6) 原判決20頁14行目から同頁16行目までを次のとおり改める。

「これに先立つ平成30年2月20日、控訴人九州商船代表者らは、長崎県の職員に対し、リフレッシュ補助事業が平成30年度までで終了するのかどうか尋ねた際、同職員は、現状の県の立場では決定はしていないとしか言えないとしつつ、国からは既存の制度を優先・利用してやるようにとされていると述べた。これに対し、控訴人九州商船代表者らは、(リフレッシュ補助事業の終了が)大きなリスク要因であるとして、長崎県において改めて対応することを要請した。」

(7) 原判決20頁18行目の「指定管理者となった」を「指定管理者に指定された」と改める。

(8) 原判決20頁26行目の「3.3」を「35」と改める。

(9) 原判決21頁2行目の「就航させ」を「運航し」と改める。

(10) 原判決21頁14行目から15行目にかけての「買い取った。また、被告町は、」を「買い取った上で、」と改める。

(11) 原判決21頁16行目の「指定した」から同頁21行目末尾までを「指定するとともに、同月18日付けで、高速船管理協定書及び裸傭船契約書を交わした。なお、当時、本件船舶1の次回定期検査は平成27年2月が予定されていたが、当該検査費用はリフレッシュ補助事業の対象となることから、旧五島産業汽船が実質的な負担をすることは想定されていなかった。(乙1,6の1・2,40,41,57)」と改める。

(12) 原判決21頁22行目の「被告町」を「新上五島町」と改める。

(13) 原判決22頁2行目の「被告町と長崎港」を「新上五島町と長崎港」と改め、同頁5行目の「するため、」の後に「平成25年9月、リプレイス補助金を活用して、」を加え、同頁7行目の「平成25年」を「同年」と改め、同頁9行目の「前提事実(3)ウ」の後に「甲19,20,」を加える。

(14) 原判決22頁11行目から12行目にかけての「指定した。」から同頁18

行目末尾までを「指定するとともに、同年3月1日付けで、旧五島産業汽船との間で、高速船管理協定書及び裸傭船契約書を交わした。なお、本件船舶2の購入にはリプレイス補助金が活用されたことから、旧五島産業汽船において、旅客運賃の低廉化が図られた。(前提事実(3)ウ、乙7の1・2、47から49まで)」と改める。

(15) 原判決22頁19行目の「指定管理者となった」を「指定管理者に指定された」と改める。

(16) 原判決22頁26行目の「就航が停止した」を「運航が停止された」と改める。

(17) 原判決23頁3行目の「航路就航を」を「航路の運航を」と改める。

(18) 原判決23頁6行目の「指定管理の」を「指定管理者指定の」と、同頁7行目の「指定管理者として選定」を「指定管理者の指定」と、それぞれ改める。

(19) 原判決23頁16行目の「選定」を「指定」と改める。

(20) 原判決23頁17行目から23行目までを次のとおり改める。

「被控訴人町と新五島産業汽船は、同日、本件協定及び本件裸傭船契約を締結した。なお、本件裸傭船契約において、本件船舶1の次回定期検査時期は、平成32年2月とされており、それより前にリフレッシュ補助事業が終了することが見込まれていた。(前提事実(3)カ、前記(1)イ(イ)b)」

(21) 原判決23頁25行目の「指定管理者として選定することを申請し、」を「指定管理者の指定を申請した。」と、24頁1行目の「選定した」を「指定するとともに、同日付けで、控訴人九州商船との間で、高速船管理協定書及び裸傭船契約書を交わした」と、それぞれ改め、同頁2行目冒頭に「なお、」を加え、同行目の「就航」を「運航」と改める。

(22) 原判決24頁10行目の「鯛ノ浦―長崎航路」の後に「(本件船舶1とVアイランドの2隻による運航)」を、同頁14行目の「有川―長崎航路」の後に「(平成30年7月まではシープリンセスのみ運航。同月以降、同船とシーエンジェ

ルの2隻による運航)」を、それぞれ加え、同頁18行目の「乙13」を「前提事実(3)ク、乙13、弁論の全趣旨」と改める。

(23) 原判決25頁3行目の「取り組みについて」審議し」を「取り組みについて」という議題（以下「本議題」という。）について審議し」と、同頁4行目の「本件協定書」を「本件協定」と、同頁6行目の「費用については」を「費用を」と、それぞれ改め、同頁9行目の「説明された。」の後に、「これに対し、出席議員の中から、民間会社に定期検査費用を全額補助することへの反対意見や、新五島産業汽船の経営努力を求める意見が出され、」を加え、同頁11行目の「などとの質疑・意見がされた。」を「であるという意見もあった。」と改める。

(24) 原判決25頁12行目から13行目にかけての「「航路の安定化に向けた取り組みについて」」を「本議題について」と改め、同行目の「この中で、」の後に「被控訴人町の担当者から、」を加え、同頁15行目から16行目にかけての「であること」を「であり」と、同頁17行目から18行目にかけての「被告町が負担することについて、」を「被控訴人町が負担することとしたい、との」と、それぞれ改め、同行目の「された」の後に「。これに対し、出席議員の中から、定期検査費用の負担は今回だけなのかといった質問や、3割とはいえ被控訴人町が負担することへの疑問、新五島産業汽船から償還を受けるべきであるとの意見が出された。」を加え、同行目末尾の「。」を削る。

(25) 原判決26頁1行目の「「航路の安定化に向けた取り組みについて」」を「本議題について」と改め、同行目の「この中で、」の後に「被控訴人町の担当者から、」を加える。

(26) 原判決26頁6行目から7行目にかけての「「航路の安定化に向けた取り組みについて」」を「本議題について」と改め、「この中で、」の後に「被控訴人町の担当者から、」を加え、同頁9行目から10行目にかけての「新五島産業汽船への支援」を「新五島産業汽船の運転資金の支援」と、同頁10行目の「公設民営船舶に係るための負担」を「公設民営船舶の適切な維持管理のための負担」

と、それぞれ改め、同頁１１行目の「された」の後に「。これに対し、出席議員の中から、新五島産業汽船による本件協定及び本件裸傭船契約違反を不問に付すことや、被控訴人町が本件定期検査費用を全額負担することに対する批判的意見が出された。」を加え、同行目末尾の「。」を削る。

(27) 原判決２６頁１４行目の「被告町」を「新上五島町」と改め、同行目の「可決」の前に「全会一致で」を、同頁１６行目の「された」の後に「。なお、同日の議決の際にも、出席議員の中から、本件支出の公益性に関して、執行部の見解を改めて確認したいとの質問が出された。」を、同頁１７行目の「イ、」の後に「甲２７、」を、それぞれ加え、同行目末尾の「。」を削る。

(28) 原判決２６頁１９行目の「について、」の後に「運賃割引の形で」を加え、同頁２２行目の「これ」を「本件覚書」と、同頁２４行目の「また、」を「他方、」と、それぞれ改める。

(29) 原判決２７頁２行目の「させた」を「した」と、同頁４行目の「就航」を「運航」と、それぞれ改める。

(30) 原判決２７頁１１行目の「５１２０万」の前に「本件定期検査費用のうち被控訴人町が実質的に負担する」を加える。

２ 争点(1) (本件支出が補助金に該当するか) について

(1) 地方自治法２３２条の２にいう「補助」は、地方公共団体の政策目標に適合する事業等に対し、対象となる経費の全部又は一部を支給するものであり、その実質は金銭の贈与に類するものと解されるところ、当事者間において争いのない補助該当性の判断枠組み（①相当の反対給付を受けないものであること、②交付を受けた相手方が利益を受けるものであること、③交付された金銭について用途が特定されるものであること（甲５））も、同様の理解に立つものと考えられる。そうすると、このような実質を備える限り、その名目の如何を問わず、同条の「補助」に該当すると認めるのが相当である。

(2) これを本件支出について見ると、前記認定事実によれば、新五島産業汽船は、

被控訴人町に対し、本件協定及び本件裸傭船契約に基づき、本件船舶1の定期検査費用を負担する義務を負っていたものであるが、同社において本件定期検査費用を支出することができなかったことから、被控訴人町が、「公設民営船舶に係る離島航路安定化負担金」の名目で、これを代わりに支払ったものであり、本件覚書において、新五島産業汽船はその返還や反対給付の義務を負っていないこと（運賃割引による住民への還元措置は反対給付とは認められない。）が認められる。このような本件支出の目的及び態様に照らせば、その実質は、本件定期検査費用という特定の経費に充てるために、被控訴人町が新五島産業汽船に対し、本件定期検査費用相当額を支給したものと解するほかないのであるから、本件支出は、新五島産業汽船に対する「補助」に該当するというべきである。

- (3) これに対し、被控訴人らは、本件覚書により被控訴人町が本件定期検査費用を負担する義務を負ったのであるから、その支出は被控訴人町の本来的な義務に基づくものであり、新五島産業汽船に対する支出ではないなどと主張するが、かかる主張を採用し得ないことは、原判決が説示するとおりである。

3 争点(2)（本件支出は公益性を欠くといえるか）について

- (1) 前記のとおり、地方自治法232条の2の「補助」は、一定の政策目標の実現のために実施するものであるから、同条が補助の要件とする公益上の必要についても、様々な行政目的を斟酌した政策的な考慮が求められるのであり、各公共団体の判断に、特に不合理又は不公正な点がある場合でない限り、これを尊重することが法律上求められているというべきである。
- (2) この点、控訴人らは、本件支出が不合理なものであることの根拠として、平等原則（憲法14条）違反を主張する。その趣旨とするところは、新上五島町と長崎港を結ぶ航路は、新五島産業汽船と控訴人九州商船の2社が競合して運航しているにもかかわらず、その一方である新五島産業汽船が運航する本件船舶1の定期検査費用のみを被控訴人町が負担したことが、不合理な差別である

というものと解される。

しかしながら、前記認定事実によれば、本件支出は、補助を申請した2社のうち1社のみに補助金を交付した事例と異なり、一般的な補助制度がない状況下で、新五島産業汽船が本件定期検査費用を支払うことができないという個別の事情に対応したものであるから、そのことから直ちに、控訴人九州商船が長崎航路において運航するシープリンセス及びシーエンジェルに対しては一切の補助をしないとの趣旨あるいは判断を含むものとは解されないし、控訴人九州商船において、上記2隻の定期検査費用について、被控訴人町に対して補助を要請していたという事情も見受けられない。そうすると、そもそも、本件支出は、新五島産業汽船と控訴人九州商船を、補助金交付の点で別異に取り扱ったものではないともいい得るところである。

また、その点を措くとしても、被控訴人町は、その所有に係る本件船舶1を常に良好の状態において管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用する責務を負っている（地方財政法8条）。そして、本件支出をしなければ、本件船舶1は定期検査を実施することができず、平成20年当時と同様、係船状態にならざるを得ない状況にあったのであるから、被控訴人町が本件船舶1をその所有目的に応じて運用するためには、後述のとおり、本件定期検査費用を負担するほかなかったと考えられる。そうすると、本件支出は、町有財産という本件船舶1の属性から生じる法律上の要請に基づいた措置と解され、新五島産業汽船と控訴人九州商船の何らかの差異に着目したものではないから、控訴人九州商船所有の船舶に同様の補助をしなかったとしても、両社を差別的に取り扱ったことにはならず、平等原則違反が問題となるものではない。

なお、控訴人らは、本件船舶1が被控訴人町の所有であることから許容される取扱い上の差異は、傭船料を無料とするかどうかという点に限られ、それ以外の運航経費について町有船舶のみ補助金を支出することは不合理な差別であるとも主張するが、指定管理者制度の下で、公の施設の管理費用のうち、い

かなる費目を自治体が負担するかは一義的に定められるものではないから、かかる主張は失当である。

したがって、平等原則違反に関する控訴人らの主張は採用することができない。

- (3) そこで、平等原則違反とは別に、本件支出をした被控訴人町の判断に、特に不合理又は不公正な点があるかどうかについて検討する。

この点、控訴人らは、本件支出当時、長崎航路には控訴人九州商船がシープリンセスとシーエンジェルの2隻による1日片道3便体制を敷いていたから、本件船舶1の運航を維持する必要はなかったと主張する。しかしながら、前記認定事実によれば、長崎航路の年間利用者数は、平成29年度から令和元年度にかけて、概ね12万人から14万人程度であるのに対し、同航路に就航していた船舶は、本件船舶1（定員300名）、Vアイランド（定員79名、）、シープリンセス（定員140名）及びシーエンジェル（定員140名）であるから、輸送能力が最も高い本件船舶1の運航を欠いた場合、利便性が相当程度減殺されるほか、多人数を同時に輸送する要請に応えられない事態が生じることは容易に予測される。平成21年5月に商工会と観光物産協会が要望書に記載した本件船舶1の輸送能力や安定した航行に対する需要（前記認定事実(2)イ）が失われたという事情も認められない。そうすると、控訴人九州商船が長崎航路を開設し、平成30年7月以降は2隻の船舶を運航させていることにより、本件船舶1に対する需要がある程度低下しているとしても、本件支出当時、その運航継続の必要があるとした被控訴人町の判断が不合理であるとまでは認められない。

また、控訴人らは、新五島産業汽船は本件協定及び本件裸傭船契約により定期検査費用を負担する義務を負っていたにもかかわらず、被控訴人町がそれに違反した同社に対して本件支出をしたことの不合理性を主張する。こうした点は、令和元年8月以降の町議会における審議の際にも指摘されており、地方公

共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最小限度のものでなければならぬこと（地方財政法4条1項）から見ても、控訴人らの主張は一定の合理性を有するものといえる。

しかしながら、本件船舶1に対する需要が失われていたと認められないことは上記のとおりであり、その運航継続を前提に考えれば、速やかに本件定期検査費用の負担者を決める必要があったといえる。そして、仮に、本件協定違反（本件協定15条1号）を理由に新五島産業汽船の指定管理者の指定を取り消したとしても、これに代わって本件船舶1を運航し得る能力のある事業者は控訴人九州商船しか見当たらず（本件船舶1の指定管理者指定の申請をしたのはこの2社のみである。）、他方、控訴人九州商船が約1億7000万円もの本件定期検査費用を負担してまで指定管理者の指定を求めたとは考え難いから、結局、被控訴人町がそれを負担せざるを得ない状況に変わりはないと考えられる。また、前記認定事実によれば、町議会においては、新五島産業汽船に本件定期検査費用の一部でも負担させるべきであるとの意見も出されていたが、最終的には、本件支出をすること（令和元年度一般会計補正予算に、「公設民営船舶に係る離島航路安定化負担金」として1億7000万円を計上すること）が全会一致で可決されており、こうした町議会における審議及び議決は、被控訴人町が本件支出をしたことの合理性を判断する上で考慮するのが相当である。加えて、本件支出が被控訴人町の財政に重大な影響を及ぼしたという事情は認められない。

そうすると、新五島産業汽船による本件船舶1の運航実績も考慮して、指定管理者として同社を維持し、本件定期検査費用に限り被控訴人町が負担するとともに（ただし、前記認定事実のとおり、その7割が地方交付税措置の対象となり、被控訴人町の実質的負担は3割であった。）、運賃割引などを通じて、本件支出により新五島産業汽船が享受する利益を住民に還元させることとした被控訴人町の判断は、経費を必要最小限度にするという法律上の要請があるこ

とを考慮しても、不合理なものということとはできない。このことは、新五島産業汽船が本件定期検査費用を支出できなかったことが、同社の経営能力や経営努力の不足に起因するものであるとしても、左右されるものではない。

したがって、本件支出が不合理であり公益上の必要を欠くとの控訴人らの主張は採用することができない。

- (4) また、控訴人らは、本件支出が谷川議員及び江上元町長の癒着を背景とした不公正な支出であるとも主張する。

この点、前記認定事実によれば、被控訴人町は、経営難の旧五島産業汽船から本件船舶1及び同2を買い取り、指定管理者制度を利用して同社を指定管理者に指定するとともに、船舶使用料を免除してその経費負担を軽減していたこと、旧五島産業汽船が経営破綻した後、新五島産業汽船が設立され、同社が長崎航路の事業を承継すると、被控訴人町において、同社を本件船舶1の指定管理者に指定し、本件協定及び本件裸傭船契約を締結したこと、その時点で、リフレッシュ補助事業が終了するという見通しが立っていたにもかかわらず、本件定期検査費用を準備することができなかった新五島産業汽船に対して、本件支出がされたことなどが認められ、これらの事情によれば、旧五島産業汽船及び新五島産業汽船は、相当多額の公的資金の援助を受けてきたものといえるが、他方で、一般に離島航路における収益の確保が困難であることは、国・県補助事業や離島地域交流促進基盤強化事業が実施されてきたことなどから見ても明らかであるから、多額の資金援助を受けたことから直ちに政治家等との癒着が窺われるものではないし、それによって上記両名が私益を得たなどの事情も認められない。

したがって、本件支出が癒着を背景として新五島産業汽船の救済のために行われたという控訴人らの主張は、憶測の域を出るものではなく、採用することができない。

- (5) 以上によれば、本件支出をした被控訴人町の判断に、特に不合理又は不公正

な点があるとは認められず、それが公益上の必要を欠くということとはできない。

- 4 その他、原審及び当審における当事者双方の主張に鑑み、証拠の内容を検討しても、当審における上記認定判断（原判決引用部分を含む。）を左右しない。

第4 結論

以上によれば、その余の争点について判断するまでもなく、控訴人らの請求はいずれも理由がないから、これらを棄却した原判決は相当であって、本件控訴はいずれも理由がない。

よって、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所第4民事部

裁判長裁判官

増

田

稔

裁判官

水

野

正

則

裁判官

矢

崎

豊

これは正本である。

令和3年9月29日

福岡高等裁判所第4民事部

裁判所書記官 竹 下 文